資料番号
№１

長野地方最低賃金審議会
長野県最低賃金専門部会委員名簿

(五十音順)
令和６年７月 22 日現在

区　分	氏　　　名	現　　　　　職
公益代表委員	倉﨑　哲矢	弁護士
	沼尾　史久	信州大学　経法学部　教授
	山本　恭子	弁護士
労働者代表委員	櫻井　由紀夫	ＪＡM甲信　書記長
	竹村　　進	連合長野　副事務局長
	山口　正巳	電機連合長野地方協議会　議長
使用者代表委員	井出　康弘	長野県中小企業団体中央会　専務理事
	聲山　典生	(一社)長野県経営者協会　事務局長
	山岸　　章	株式会社山岸製作所　代表取締役社長

資料番号
Ｎｏ．２

長野地方最低賃金審議会
長野県最低賃金専門部会運営規程

（目的）

第１条　この規程は、長野地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する長野県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法、最低賃金審議会令及び長野地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第２条　専門部会の会議（以下「会議」という。）は部会長が必要と認めたときのほか、長野労働局長（以下「局長」という。）又は３人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

ただし、第１回会議は、審議会会長が招集する。

２　前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の１週間前までに、部会長に通知しなければならない。

３　部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第３条　部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第６条第６項により準用する同令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨をあらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議の議事）

第４条　部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（参考人の意見聴取）

第５条　専門部会は、参考人の意見を聴こうとするときは、その議決によるものとする。

（会議）

第６条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、部会長

は、会議を非公開とすることができる。

2　部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第７条　会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2　議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3　議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し公開するものとする。

（報告書の提出）

第８条　部会長は、会議において最低賃金法、最低賃金審議会令及び運営規程に基づいて議決を行ったときには、その都度、審議会会長に報告するものとする。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

（雑　則）

第10条　この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会で定める。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和４年７月28日から施行する。

資料番号
Ｎｏ．３

長野地方最低賃金審議会会議公開要綱

第１条　この要綱は、長野地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し長野地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

第２条　会議の公開又は非公開の決定は運営規程及び部会運営規程に基づき、審議会等において行う。

第３条　公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については、審議会等の開催日の 14 日前（審議会日程により、異なる場合もある。）に、長野労働局において掲示する。

第４条　審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の６日前（審議会日程により、異なる場合もある。）までに、はがき又はファクシミリにより労働基準部賃金室あてに申込むものとする。

２　介助者が必要な場合には、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第５条　傍聴者は、原則として５名以下とする。

２　傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。

３　抽選結果については、当選者にはがきで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することができる。

４　傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

第６条　公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

第７条　傍聴者には、傍聴整理券を発行する。

２　傍聴人は、審議会等開始の 10 分前までに来場し、入場については会長等の指示によるものとする。

３　傍聴人には、審議会等傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。

第８条　審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し会長乃至部会長から是正を求め、従わない場合は退去を求めるのとする。

２　退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、会長乃至部会長から退去命令を発出する。

３　退去命令にも従わない場合には、所轄警察署へ連絡し強制排除を行うこととする。

第９条　審議会等の会議を公開する場合には、第４条及び第５条の規程にかかわらず、報道関係者については席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附　　則

この要綱は、平成 23 年７月４日から施行する。

別紙※

審議会等の公開・非公開について

※本別紙は、平成 23 年６月 20 日付で長野県地方最低賃金審議会運営問題小委員会委員長から提言し、平成 23 年７月４日に開催された第 48 期長野地方最低賃金審議会第２回総会において了承された審議会等の公開・非公開を決定するに際し尊重するもので、平成 28 年６月 16 日、平成 29 年６月 19 日及び令和５年７月３日に修正されている。

１　次に掲げる審議が行われる審議会は、原則非公開とする。

(1)　具体的な金額を議論する審議

(2)　個人等からの意見聴取を含む審議

(3)　運営に関する事項を含む審議

(4)　その他公開することによって率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある審議

２　個別の審議会等の具体的取扱い

(1)　長野地方最低賃金審議会（総会）について

公開とする。ただし、最低賃金の決定等について審議会の意見（答申）に対しての異議の申出に関しての審議会（最賃法第 11 条第３項―異議審）は金額審議を含む審議のため非公開とする。

(2)　長野県最低賃金専門部会、特定最低賃金専門部会について

第 1 回部会は公開とし、第 2 回以降は原則として公開し、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

(3)　運営問題小委員会、特定最低賃金検討小委員会について

公開することによって率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。

３　報道機関への広報等について

(1)　事前に報道機関へ公表するもの

長野県最低賃金の改正諮問が行われる総会の開催。

長野県最低賃金の金額採決（答申）の総会の開催。

(2)　事後に報道機関へ公表するもの

ア　長野県最低賃金、特定最低賃金の諮問。

イ　長野県最低賃金、特定最低賃金の答申。

(3)　公表方法

報道機関へのメール送信（投げ込み）を原則とする。

4　その他の留意点

(1)　金額の採決を行う総会において、会長が専門部会における労使双方の主張の要旨の説明を行う。

(2)　非公開審議会等であっても、開催日時、場所、議事要旨については公開するものとする。

(3)　会議途中からの公開又は非公開は、行わないものとする。

資料番号
№4

2024年07月25日

2024年度地域別最低賃金改定の目安に関する談話

日本労働組合総連合会
事務局長　清水　秀行

１．本年度の目安は公労使が議論を尽くした結果として受け止める

中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会（委員長：藤村博之 独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事長）は7月24日、2024年度の地域別最低賃金改定の目安について、過去最高水準となるＡ、Ｂ、Ｃランク同一の50円を示した。

最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを重視しつつ、公労使で真摯な議論を尽くした結果として受け止める。今次の春季生活闘争の成果を未組織の労働者へと波及させ、社会全体の賃金底上げにつながり得る点は評価できる。

２．「誰もが時給1,000円」の早期達成にむけ前進

議論において労働者側は、①歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げる重要性、②消費者物価が高水準で推移し最低賃金近傍で働く労働者の暮らしが極めて苦しい現状、③地域の労働力流出と、事業継続困難の一因となっている地域間額差是正の必要性、などを強く主張した。

労働者側の主張は一定程度受け入れられ、連合が目下の通過点としている「誰もが時給1,000円」の早期達成に向け前進をはかる大きな一歩となった。また、中期的には一般労働者の賃金中央値の6割水準をめざし、最低賃金の着実な引き上げを継続する必要がある。

３．地域間「額差」の是正に向けた積極的な地方審議を期待

労働者側は、物価・賃金・雇用などのデータに基づき、最高額と最低額の「額差」改善につながる目安を求めたが、3ランク同額となり、目安段階での地域間「額差」縮小には至らなかった。地方最低賃金審議会での今後の審議において額差是正を進める前向きな議論が行われるよう、重大な関心をもって経過を注視するとともに情報連携を徹底する。

４．目安を十分に参酌した引き上げと早期発効に取り組む

地域別最低賃金は、集団的労使関係のない職場を含めた社会全体の賃金を底支えする重要な役割を果たしている。連合はこの重要性を改めて認識した上で、今後の地方審議において、目安を十分に参酌した引き上げと早期発効に向けて全力で取り組む。

以　上

資料番号
№５

地域別最低賃金額改定の目安に対する小林会頭コメント

2024 年 7 月 24 日
日本商工会議所
東京商工会議所

地域別最低賃金額改定の目安が示され、全国加重平均では 50 円、5.0%と過去最大の引上げとなった。公労使で三要素をもとに議論を尽くした結果、昨年から続く賃金・物価の大幅な上昇を反映したものと受け止めている。

中小企業・小規模事業者の賃上げへの対応は二極化し、労務費を含む価格転嫁も未だ十分進んでいない。また、同じ都道府県でも地域や業種によって状況が異なる。地方最低賃金審議会の審議では、隣県との競争を過度に意識することなく、企業の実態を十分に踏まえた明確な根拠に基づく審議決定を求める。

政府は、中小企業・小規模事業者の自発的かつ持続的な賃上げに向け、生産性向上の支援と価格転嫁の商習慣化に向けた取組みをより強力に進めるとともに、最低賃金の大幅な引上げが企業経営や地域の雇用に与える影響について必要な調査・研究を行われたい。

以上

資料番号
№6

地域別最低賃金額改定の目安に対するコメント

２０２４年7月２５日
全国商工会連合会

地域別最低賃金額改定の目安が示され、全国加重平均では50円、5.0%の過去最大となる引上げとなった。

本会も中央最低賃金審議会の審議に参加し、法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、各種指標・データ、特に、通常の事業の支払能力を重視し、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべき旨を主張してきた。
本年度も、公労使の三者構成による審議会において、物価、賃金動向、企業の支払能力に関する客観的なデータに基づく議論がされたことは評価したい。

しかし、今般示された目安額については、消費者の生計費に対する昨年から続く物価上昇の影響を重視する一方、企業の支払い能力の厳しい現状については、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定数存在することも十分に考慮すべきとの意見を踏まえてとの記述があったものの、目安額に十分反映されたとは言い難い。
令和5年度の最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、改定による影響を受けやすく、労務費や原材料・エネルギー価格の上昇分を十分に価格転嫁できていない中小企業・小規模事業者にとっては、非常に厳しい結果であり、経営への影響について大きな懸念がある。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府に対しては、「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上に取り組む中小企業を支援する設備投資や省力化投資を支援する各種施策を拡充とともに、価格転嫁対策を事業者間取引の分野で徹底するにのみならず、対消費者分野においても、国民に広く価格転嫁への理解を求め、賃上げの原資の確保につなげる取り組みを継続的に実施し、中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境整備を強く求める。
また、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等において人手不足に拍車がかかっているだけではなく、近年の最低賃金の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じていることから、制度の抜本的見直しに取り組むことについても要望する。

今後行われる地方の審議会では、地域の中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮したうえで、経済・雇用の実態を見極めつつ、地方最低賃金審議会の審議では、隣県との競争を過度に意識することなく、企業の実態を十分に踏まえた明確な根拠に基づく審議決定が行われることを期待する。